

## 議案第42号

### 鳥取県病院局企業職員定数条例の設定について

次のとおり鳥取県病院局企業職員定数条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県病院局企業職員定数条例

（趣旨）

第1条 この条例は、病院局企業職員のうち、一般職の地方公務員である者（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第2条 職員の定数は、774人とする。

2 次の職員については、前項に定める定数の外に置くことができる。

- (1) 他の地方公共団体に派遣している職員
- (2) 長期にわたる研修で病院事業の管理者が定めるものに派遣している職員
- (3) 休職している職員
- (4) 海外随伴休暇を取得している職員
- (5) 大学院に在学してその課程を履修するための休業をしている職員
- (6) 育児休業をしている職員

(定数の配分)

第3条 前条第1項に定める定数の組織の内部の配分は、病院事業の管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例の一部

改正)

2 雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「移動表細目」という。）を当該移動表細目に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の定数の特例）</p> <p>第16条 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める定数に加えて、次の表の左欄に掲げる職員（同条例第1条に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）を同表の右欄に定める人数の範囲内で置くことができる。</p>	<p>（職員の定数の特例）</p> <p>第16条 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める定数に加えて、次の表の左欄に掲げる職員（同条例第1条に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）を同表の右欄に定める人数の範囲内で置くことができる。</p>

略	
(6) 企業局の職員	1人
(7) 略	
(8) 略	

(病院局企業職員の定数の特例)

第17条 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、  
鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第  
号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める定数に加  
えて、8人以内の職員（同条例第1条に規定する職員をいう。）  
を置くことができる。

(警察職員の定員の特例)

第18条 略

略	
(6) 企業局の職員	1人
(7) 病院局の職員	8人
(8) 略	
(9) 略	

(警察職員の定員の特例)

第17条 略